

農林漁業・食品産業の皆さまへ

— 経営の支援情報のご案内 —



新しい資金で輸出への
挑戦を応援します



農業経営アドバイザーに
ご相談ください



農林水産業・食品産業向け
資金のご紹介

アグリ・フード 第1号
サポート2022年度

—ともに、歩む。ともに、明日を拓く。—



日本政策金融公庫
農林水産事業本部

これからも「頼れる伴走者」として

本誌は、2020年度から、毎年1回「保存版」を発行しています。その年1年間お手元に置いていただき、農林漁業・食品産業の皆さまに知っていただきたい情報をまとめ、お届けしています。

今回は、本年度中に創設される「農林水産物・食品輸出基盤強化資金(仮称)」について、いち早く概要をご案内します。また、「農業経営アドバイザー」について、具体的にどのようなアドバイスを受けられるのか、実際の事例を交えてご紹介するほか、主な公庫資金についても掲載しています。

公庫はこれからも「頼れる伴走者」として、皆さまの経営発展に役立つサービスを提供してまいります。

目次

Contents

公庫資金などが一部リニューアルされました	3
輸出に取り組む皆さまを応援しています	
農林水産物・食品輸出基盤強化資金(仮称)のポイント	4
農林水産物・食品輸出基盤強化資金(仮称)のお手続きの流れ	5
みどりの食料システム法に関するお知らせ	6
農業経営アドバイザーにご相談ください	
農業経営アドバイザーの概要	7
農業経営アドバイザーの活躍事例	
① 販路拡大支援	8
② 輸出支援	9
③ 事業承継支援	10
「事業承継×新規就農」も検討してみませんか	11
公庫資金のご案内	
農業資金	
スーパーL資金	12
青年等就農資金／農林漁業セーフティネット資金	13
林業・漁業資金	
林業基盤整備資金／漁業経営改善支援資金	14
輸出向け資金	
農林水産物・食品輸出基盤強化資金(仮称)	15
「日本公庫ダイレクト」にご登録ください	15
公庫店舗一覧	16

公庫資金や国の補助事業が リニューアルされました

2022年度からご融資条件などが改正された公庫資金と、新たに創設された国の補助事業のうち主なものについてご案内します。

公庫資金について

農林漁業セーフティネット資金 >> 融資期間を「15年以内」に延長

近年の大規模災害の頻発などの経営環境の変化に対応するため、**融資期間が「10年以内」から「15年以内」に延長**されました。

林業経営育成資金（森林取得—林地取得） >> 林齢制限を廃止・法人の融資限度額を引き上げ

- 林齢60年超の森林の取得は、これまで林齢60年以内の森林と同時に取得する場合に限定されていましたが、**林齢制限が廃止**されました。
- **法人の融資限度額を引き上げ**、大規模な森林取得に対応いたしました。（下表は改定箇所のみ抜粋）

改定前	改定後
【一般】 （森林組合・森林整備法人）9,000万円 （その他の法人）4,000万円	【一般】 （法人） 2億5,000万円
【特例】 （法人）2億5,000万円 ・林業経営改善計画に基づく森林取得であって、 林地保有合理化要件を満たす場合に適用	【特例】 （法人） 10億円 ・林業経営改善計画に基づく森林取得の場合に 適用 ・林地保有合理化要件を廃止し要件を簡素化

国の補助事業について

経営発展支援事業 >> 自己負担分に青年等就農資金を活用可能

- 国の新規就農者育成総合対策として新たに創設された**経営発展支援事業**は、就農後の経営発展のために、都道府県が機械・施設等の導入を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援する事業です。
- 経営発展支援事業の**自己負担分に対しては、青年等就農資金が活用可能**です。
- 経営発展支援事業の詳細については最寄りの市町村にお問い合わせください。

輸出に取り組む皆さまを応援しています

2022年度、日本政策金融公庫農林水産事業において「農林水産物・食品輸出基盤強化資金（仮称）」が創設されます。

農林水産物・食品輸出基盤強化資金（仮称）のポイント

Q どんな人が融資の対象なの？

- A.** 輸出事業に取り組む事業者の方で、「輸出事業計画」の認定を受けた方が対象となります（5ページ参照）。
輸出事業計画とは、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」に基づき、農林水産大臣の認定を受けた計画を指します。

Q どんなことに利用できるの？

- A.** 従来もご利用の対象だった、**施設整備などに必要な資金**のほか、**長期運転資金**のご利用も可能になります。
さらに、海外での事業展開に必要な施設整備資金や長期運転資金を、**国内の親会社経由で海外現地法人などへ貸し付ける目的**でのご利用が可能です。

Q 返済の期間はどれくらい？

- A.** 輸出に必要な大規模投資に対応するため、**最大融資期間 25 年（うち据置期間 3 年以内）**のご利用が可能です。

Q 具体的な利用イメージは？

- A.** 例えば、以下のようなケースに対応しています。

輸出先国の規制に対応した国内の製造ラインの増設

輸出先国の添加物などの規制に対応した設備投資を計画。
収益化までに時間がかかることから、なるべく返済負担を減らし、長期で返済したい。



海外現地法人で必要となる設備資金などの調達

海外販売や加工・流通の拠点を構えるため、現地法人を設立。
その現地法人が拠点を整備するにあたり、必要な設備資金や運転資金を利用したい。



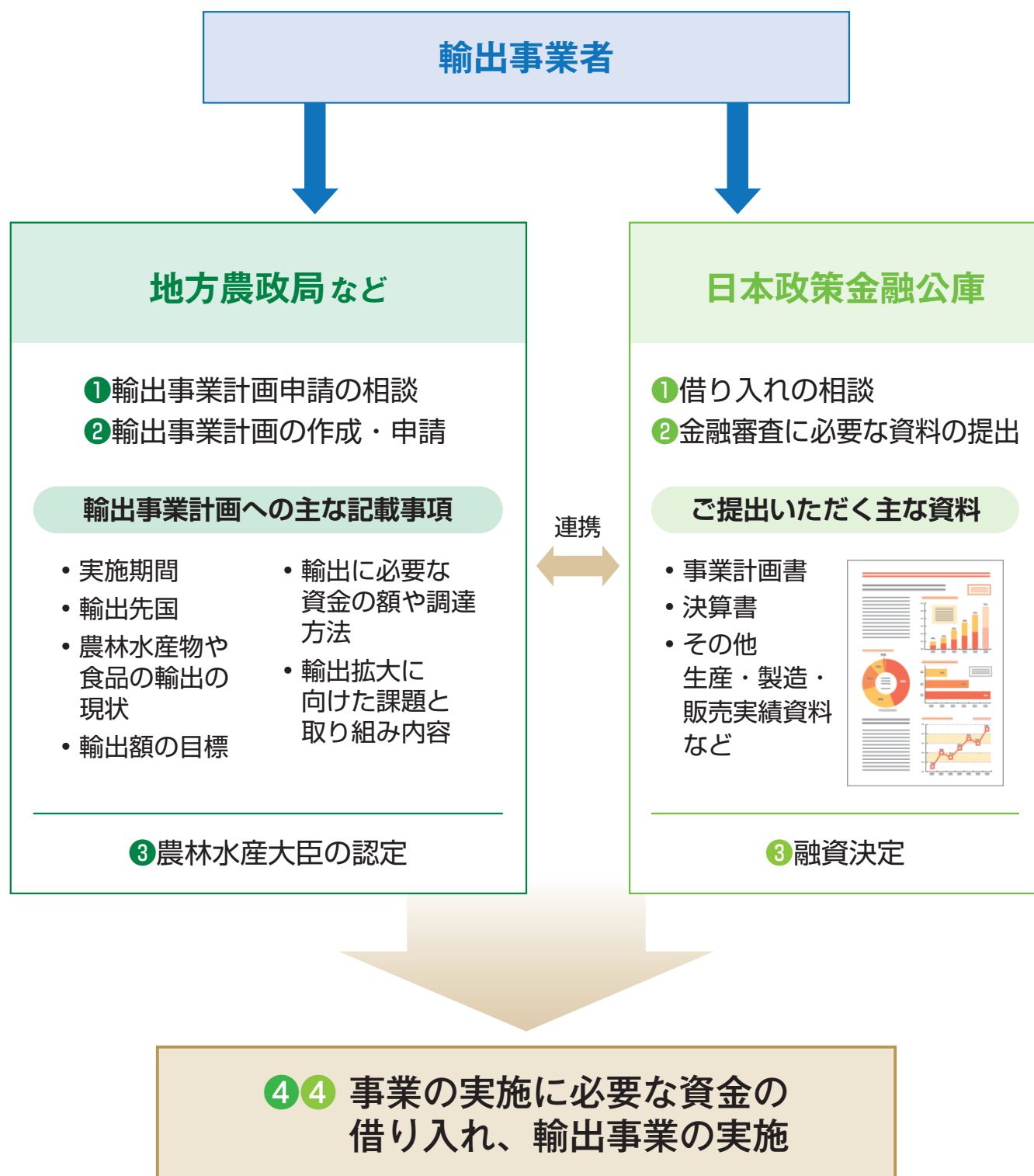
市場調査などに必要な運転資金の調達

輸出先国の消費者ニーズをつかむため、現地で市場調査を実施。また、開催される商談会やセミナーにも参加予定。
これらに必要な運転資金を利用したい。



農林水産物・食品輸出基盤強化資金（仮称）のお手続きの流れ

日本政策金融公庫から農林水産物・食品輸出基盤強化資金（仮称）を借り入れるためには、輸出事業計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることが必要です。また、地方農政局と日本公庫でそれぞれお手続きをする必要があります。



ご融資条件などの詳細は、本誌のp.15をご覧ください。

「みどりの食料システム法」を知っていますか

環境にやさしい取り組みをすることで利用できる
公庫などの資金があります

私たちの「食」は、調達から生産、加工、流通、消費まで、**あらゆる関係者のつながり**によって成り立っており、これを一つの大きな仕組みとしてとらえたものを、「**食料システム**」と呼んでいます。近年、気候変動の影響や生物多様性の低下、SDGsをはじめとする環境への意識の高まりを受けて、**社会全体を持続可能なものにしていく**ことが求められています。

未来の世代まで食を守るためには、食料システムを環境にやさしい（＝“**みどり**”）もの

とし、みんなで身近な「食」への関心を持ち、これを支えていくことが大切です。2022年度に成立したみどりの食料システム法では、このような考え方を、法律の基本理念に定めています。

農林水産業者、食品加工業者の方は、この法律に基づく計画の認定を受け、環境にやさしい取り組みを経営に取り入れると、**公庫などの資金利用の対象**となります。他にも、**税制の特例**が受けられる、**行政手続をワンストップ化**できるなどのメリットがあります。

利用の対象となる公庫などの資金と取り組みの一例

農業者の方は… **農業改良資金**

化学農薬・肥料の使用削減
や温室効果ガスの排出削減
に取り組む場合の設備
投資などに

畜産業者の方は… **畜産経営環境 調和推進資金**

家畜排せつ物の処理・利用
のための強制攪拌装置^{かくはん}
を備えた堆肥舎整備などに

林業者・木材事業者の方は… **林業・木材産業 改善資金※**

木質バイオマス燃料の生
産のための移動式チップパー
導入などに

※都道府県が取り扱う資金

漁業者の方は… **沿岸漁業改善資金※**

漁船の省エネ化のための
低燃費エンジン導入などに

※都道府県が取り扱う資金

食品事業者の方は… **食品流通改善資金**

環境に配慮して生産され
た農林水産物を取り扱うた
めに必要な加工・処理施設
の設備投資などに

みどりの食料システムについて詳しくは、農林水産省ホームページをご確認ください



頼りになる農業経営アドバイザー

「農業の特性を理解している税務・労務・マーケティングなどの専門家からのアドバイスが欲しい」というお客さまからの要望を受けて、農業経営アドバイザーの資格を持つ専門家が、経営課題の解決に必要な情報の提供やサポートをしています。詳しくは、お近くの公庫支店までお気軽にお問い合わせください。

このようなお悩みはありませんか

経営全般について 相談したい

現状を把握したい

経営課題を整理したい

今後の計画を立てたい

個別の課題を 相談したい

法人化・事業承継

雇用・育成

販路拡大

商品開発

輸出

経営の専門家が アドバイスします

経営が今どのような状況にあるのか、決算書などをもとに分析し、アドバイスします。また、経営の今後について、構想などを聞かせていただきながら、事業計画を一緒に作成したり、検討が必要な課題を整理したりするお手伝いをします。

お悩みに対応できる農業経営アドバイザー

税理士、中小企業診断士、民間金融機関職員、農協職員、普及指導員、公庫職員など



各分野の専門家が アドバイスします

それぞれの内容に精通した専門家が、実際の事務手続きやコツなどをアドバイスし、サポートします。

お悩みに対応できる農業経営アドバイザー

農業関連コンサルティング会社、中小企業診断士、専門機関など



詳しくはp.8~10を
ご覧ください

酪農農家への販路拡大支援

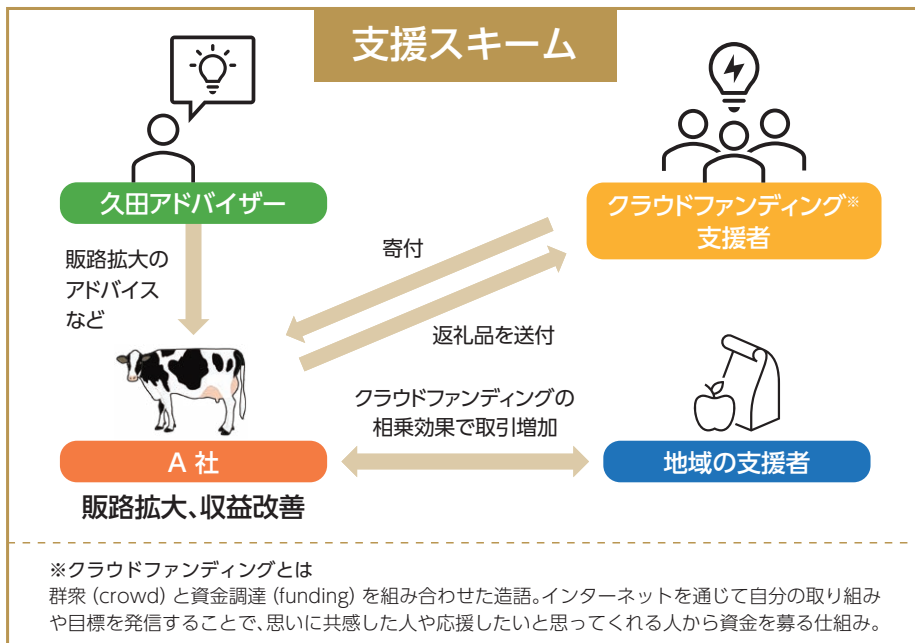
—コロナ禍を受けクラウドファンディングを活用—



上級農業経営アドバイザー

ひさだ ひろし
久田 博司さん

愛知県出身。食品小売業を経た後、32歳で大学職員の職を辞し、2005年に「経営コンサルタントオフィス b-MAP」開業。中小企業診断士。



A社は、明治30（1897）年に創業した、古くからの酪農農家です。学校給食向けの牛乳を生産・出荷するほか、チーズやアイスなどの加工品の製造・販売もおこなっています。久田さんは、2014年からA社の経営を支援してきました。

2020年3月、新型コロナウイルスの影響で地域の学校が一斉休校となり、学校給食が突如ストップしてしまいました。A社は、他の販路を開拓できないかぎり、一日1,800本出荷していた生乳をすべて廃棄せざるを得ないという危機に陥りました。

そこで、A社は久田さんに新たな販路を急いで

見つけられないか相談。久田さんは、クラウドファンディングを活用できないかとアドバイスし、企画内容や文面作成などを全面的に支援しました。こうして、学校が休校することが判明してから1週間以内というスピード感でクラウドファンディングを開始。目標を10倍上回る、500万円あまりを集めることができました。

クラウドファンディングと同時に行政との連携で進めたメディア戦略で知名度が向上し、地域内の支援者が増えるという、思わぬ波及効果もありました。また、インターネット通販を新たな販路として確立でき、収益改善にもつながりました。

支援を受けたA社から

クラウドファンディングはこれまで社内話題にはあがっていたものの、なかなか一歩が踏み出せずにいました。コロナによる窮地のなか、久田さんの的確なアドバイスや後押しのおかげで、クラウドファンディングの成功やインターネット通販における顧客層の開拓につなげることができ、とても助かりました。



米や米粉製品の輸出を支援し作付面積増

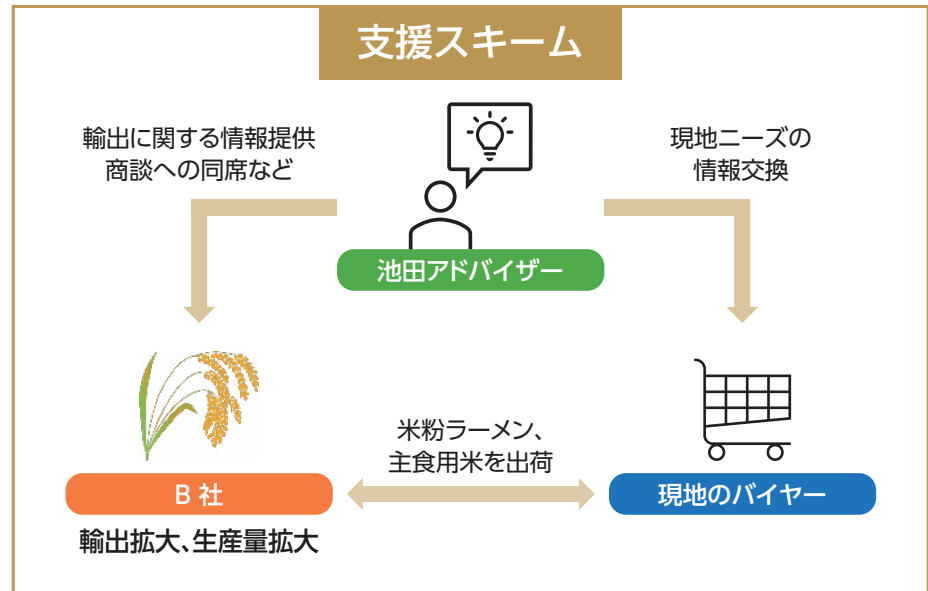
— 稲作経営のコスト下げ、収益も向上 —



上級農業経営アドバイザー

いけだ みつお
池田 太さん

富山県新川農林振興センター主幹・担い手支援課長。2007年からアドバイザー活動を開始。



米どころである富山県で、米や野菜を生産しているB社。米の国内需要が落ち込むなか、生産量を維持するために輸出を考え、アドバイザーの池田さんに相談しました。池田さんは「輸出という新規市場に取り組みば経営的にもプラスになる」と、B社の計画を後押しすべく伴走を開始しました。

当時、県内には農産物の輸出に自社で取り組む農業法人がなかったので、池田さんは他県の事例を調べて提供したり、シンガポールや香港、台湾のバイヤーとの商談会に使う資料の作成に助言したりしました。

しかし、日本産米の主食用小売りについては、日本各地の業者が輸出攻勢に出ていて、既に産地

間競争に陥っていました。それでも香港のバイヤーと話を重ねていくと、「米のラーメンはないのか」「小麦アレルギーの人向けの商品が欲しい」といった要望が見えてきました。

そこでB社と池田さんは輸出の取りかかりとして、米粉ラーメンに着目し1年かけて商品化。これがバイヤーの好評を得て、現地ニーズに応える輸出が実現しました。また、輸出商社との縁ができたことから、B社が希望していた主食用米の輸出も2018年から開始することができ、年々取引量を増やしています。池田さんと二人三脚で輸出に挑戦し販路ができたことで、B社の稲作作付面積は70haから90haに増えました。

支援を受けたB社から

国内向けの主食用米の生産は抑えざるを得ませんが、大規模な稲作に対応した機械設備を整えているので、固定費を吸収するためにも米の生産量は下げたくない。「転作」にカウントされる輸出米や米粉米の生産を拡大する必要があると思っていました。池田さんに背中を押してもらい、輸出を安定的な販路にすることができました。



経営ノウハウを「見える化」し後継者に伝える

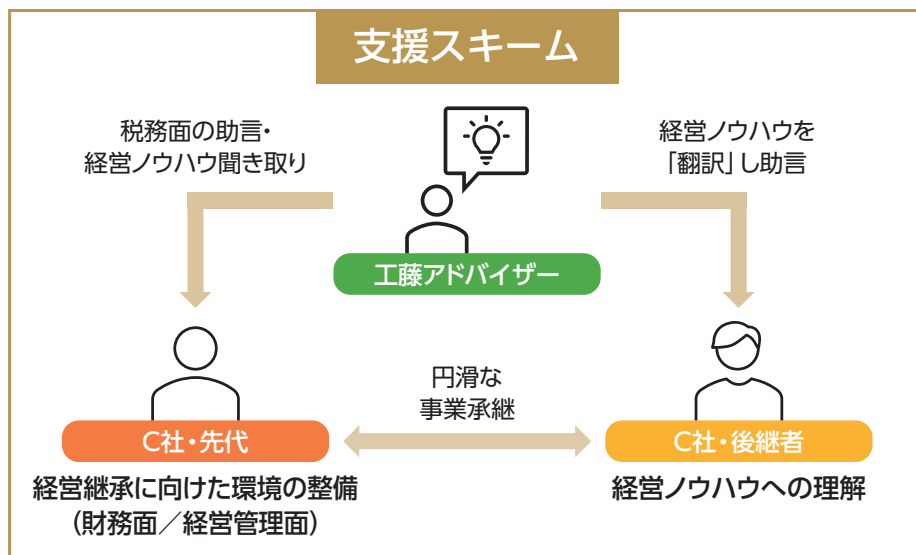
—事業承継の特例利用、贈与税・相続税を猶予—



上級農業経営アドバイザー

くどう しゅういち
工藤 秋一さん

税理士法人 池協会計事務所(札幌市)所属。中小企業診断士。



工藤さんは、北海道で肉用牛を中心に幅広く経営しているC社の先代オーナーから、「子どもに経営を譲りたい」との相談を受けました。一般的に、生前に株式を譲れば「贈与税」が発生し、先代が亡くなれば「相続税」が発生します。

大規模経営であるC社の株式の評価額は億単位となり、生前に経営をバトンタッチすると、多額の贈与税が必要になります。それを工藤さんは、事業承継税制の特例を活用することで猶予してもらう手続きを支援しました。

事業承継の課題は税金だけではありません。先代が自分なりに管理してきた経営のノウハウや理念を、後継者にきちんと伝え理解してもらう必要がありますが、後継者はこれまで現場業務が中心

だったため、経営にはあまり関わったことがありませんでした。

そこで工藤さんは、誰が見てもわかるように経営上の係数を整理し、後継者に示せるようにしました。つまり、先代のノウハウを論理化し、通訳してあげる「翻訳者」の役目です。また、中長期計画作成などの際は先代との打ち合わせに同席してもらうなど、先代の経営ノウハウに直に触れる機会をつくりました。

さらに、スムーズな承継のポイントとして、工藤さんは①手続きには早めに着手すること②普段から損益計算書で経営状態を把握すること③承継の際に農地の名義も含めて変更することを挙げています。

支援を受けたC社（先代）から

工藤先生には、事業承継をする側、される側の『心がまえ』を丁寧に話していただきました。事業承継は一朝一夕ではできませんし、その後の取り組みも大事になります。そのために必要な中長期計画作成にも立ち会っていただき、継続的な支援を受けたことで、安心して事業承継ができました。



「事業承継×新規就農」も 検討してみませんか

事例 栽培施設をそのまま事業承継し就農



松岡さんは、「自分の手で何かを作り、地域に貢献したい」と、2020年3月に山口県立農業大学校に入校しました。栽培技術などを学んでいたところ、長門市で後継者を探していたイチゴ経営者を紹介され、事業を引き継ぐことを決意。松岡さんは研修しながら経営開始に向けた準備を進め、このたび事業承継が実現しました。

ビニールハウスをそのまま承継し初期投資額を抑えることで、経営を早期に安定させる効果が期待できます。また、松岡さんは自動灌水機や環境制御装置などのスマート化設備を導入し、作業性を向上させることで、販路の拡大や6次産業化への取り組みに力を注ぐ計画です。



まつおか けい
松岡 慧さん（山口県長門市）

- ・2021年7月に就農
- ・1,000㎡のビニールハウスでイチゴを生産

公庫でも農地・農業施設などの 「売りたい」「買いたい」情報を 集積しています

公庫では、農林水産業の経営資源を円滑に承継することを目的に、お預かりした情報を農場・山林などの売却物件リストとして整備し、経営資源を購入したいお客さまとお引き合わせをする、「経営資源マッチング」に取り組んでいます。

経営資源マッチングの特徴

- 1 農林水産業に特化**
 - ・全国48支店のネットワークを活用できます
- 2 外部専門家や民間金融機関との連携**
 - ・幅広く相手を探すことが可能です
- 3 幅広い経営資源に関する情報を収集**
 - ・農場、山林、農地、機械、会社または事業に関する「売りたい」「買いたい」情報を収集しています

経営発展と創意工夫を応援します

◆ スーパーL資金（農業経営基盤強化資金）

資金の主な使いみち

農地を取得する

農産物の
処理加工施設を
新設する

果樹を新植する

家畜を購入する

規模拡大のための
原材料費を
調達する

法人への出資金を
調達する

ご融資条件

ご利用いただける方

認定農業者（農業経営改善計画を作成して
市町村長等の認定を受けた個人・法人）

注 なお、個人の場合、簿記記帳をおこなっていること、または今後簿記記帳をおこなうことが条件となります。

融資限度額

【個人】 3億円（特認6億円）

【法人】 10億円（特認20億円【一定の場合
30億円】）

注1 このうち経営の安定化のための資金のご融資限度額は個人6,000万円（特認1億2,000万円）、法人2億円（特認6億円）です。

注2 法人の場合、特認のご利用に際しては、民間金融機関からの資金調達などの要件があります。

注3 最低限度額は50万円です。

融資期間

25年以内（うち据置期間10年以内）

活用事例

事例1

肉用牛肥育経営を営む認定農業者A社は、子牛の安定確保とコスト削減を図るため、一貫経営への転換を計画し、日本公庫に相談。繁殖牛100頭の導入資金と牛舎の増設に、スーパーL資金を利用しました。

事例2

地域活性化を目的に設立された認定農業者B社は、耕作放棄地を活用したワイン用ブドウの生産と自社ワイナリーの整備を計画し、日本公庫とC信用組合に相談。ワインの醸造設備などに日本公庫とC信用組合の資金を利用しました。

日本公庫の各種資金について

p.12～15でご案内している
各資金は、ご利用いただく
ための要件があります。詳しく
は公庫HPをご覧ください。



新規就農を応援します

◆ 青年等就農資金

資金の主な使いみち

施設や機械を
取得する

果樹や家畜を
購入する

農地借地料を
一括で支払う

経営開始に
必要な資材費を
調達する

ご融資条件

ご利用いただける方

認定新規就農者
(市町村から青年等就農計画の認定を受けた
個人・法人)

融資限度額

3,700万円 (特認1億円)

融資期間

17年以内 (うち据置期間5年以内)

活用事例

会社員だったAさんは、就農相談会に参加したことを機に農業の魅力にひかれ、就農を決意。普及指導センターから紹介された受け入れ農家で2年間の研修を受け、妻とともに就農しました。

青年等就農計画の認定を受け、Aさんは青年等就農資金を利用し、計画1年目はハウス20aを建設、計画3年目にはハウス10aを増設、計画5年目にはイチゴ直売所の設置をしました。

資金繰りを支援します

◆ 農林漁業セーフティネット資金

資金の主な使いみち

自然災害

原油価格、
物価高騰

感染症の影響

鳥インフルエンザ
などの疾病

ご融資条件

ご利用いただける方

- 1 認定農業者
- 2 認定新規就農者
- 3 主業農業者

融資限度額

一般 600万円
(特認 年間経営費などの6/12以内)

なお、新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しい支障を来している、または来すおそれのある方については、特例措置がございます。

融資期間

15年以内 (うち据置期間3年以内)

林業・漁業を応援します

◆ 主な林業資金

林業基盤整備資金（造林資金）

人工植栽や
天然林を
改良する

下刈、間伐など
森林の保育管理
をおこなう

造林用機械を
取得する

作業道を
設置する

こんなとき	ご利用いただける資金
造林のための土地、林地を取得する 分収林を取得する	林業経営育成資金
林産物の処理加工施設を整備する 林産物の流通販売施設を整備する 素材生産施設を取得する 森林レクリエーション施設を設置する	林業構造改善事業推進資金 農林漁業施設資金 振興山村・過疎地域経営改善資金
災害や社会的・経済的な環境変化などの影響を受けた場合の経営の維持安定に必要な資金を調達する	農林漁業セーフティネット資金
復旧造林、林道を復旧する	林業基盤整備資金
被災した生産設備を復旧する	農林漁業施設資金（災害復旧）

◆ 主な漁業資金

漁業経営改善支援資金

まき網漁業
などの漁船を
建造する

養殖施設や
加工施設を
整備する

定置網など
漁具を取得する

修繕費など
長期運転資金

こんなとき	ご利用いただける資金
漁場を改良・造成する 種苗生産施設を設置する 漁場環境保全のための施設を整備する	漁業基盤整備資金（漁場整備）
漁港施設を整備する 漁業集落排水施設などを整備する	漁業基盤整備資金（漁港整備）
漁業生産や処理加工のための施設を整備する	農林漁業施設資金 振興山村・過疎地域経営改善資金
償還負担を軽減する	漁業経営安定資金
災害や社会的・経済的な環境変化などの影響を受けた場合の経営の維持安定に必要な資金を調達する	農林漁業セーフティネット資金
被災した漁船や生産設備を復旧する	農林漁業施設資金（災害復旧）

輸出・海外展開を支援します

◆ 農林水産物・食品輸出基盤強化資金（仮称・2022年度中に創設）

■ ご融資条件

ご利用いただける方

輸出事業に取り組み、輸出事業計画の認定を受けた者（農林漁業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者など）

融資限度額

負担額の80%以内（最低限度額は50万円です）

資金使途

① 農林水産物・食品の輸出事業に必要な製造施設、流通施設、設備の整備・改修費用

例：EU向け水産物の輸出に必要なHACCPなどに対応した加工施設、ハラールに対応した食肉処理施設、添加物などの混入を防止するための製造ラインの増設、輸出用林産物の加工施設、輸出向け生産農場

② 長期運転資金

例：製造ライン本格稼働後に必要な増加運転資金（原材料費、人件費、素畜費など）、原料供給体制の見直しや販路の拡大に必要な運転資金、市場調査やニーズ調査に係る費用、サンプル輸出や商談会への参加に係る費用

③ 海外子会社等への出資・転貸に必要な資金

（①・②の資金を親会社から海外子会社などへ貸付け）

融資期間

25年以内（うち据置期間3年以内）※中小企業者は、10年超25年以内

『日本公庫ダイレクト』にご登録ください

日本公庫の会員専用インターネットサービス『日本公庫ダイレクト』が2021年9月27日からスタートしています。

農林水産事業の主なサービスは、現在のところ、「融資に関するお問い合わせの受付」「セミナーの開催案内」「技術・経営に関するお役立ち情報のご提供」になります。

さらに便利なサービスを2022年12月から提供予定で、「お取引状況の照会」「残高証明書・償還予定表のオンライン発行」「オンラインでの資料受け渡し」ができるようになります。



ご登録はこちらから >>>>>

店舗一覧 ご来店のほか、オンライン面談によるご相談も可能です。

店 名	代表電話番号	郵便番号・住所
札幌支店	011-251-1261	〒060-0001 札幌市中央区北一条西2-2-2 北海道経済センタービル
帯広支店	0155-27-4011	〒080-0010 帯広市大通南9-4 帯広大通ビル
北見支店	0157-61-8212	〒090-0036 北見市幸町1-2-22
青森支店	017-777-4211	〒030-0861 青森市長島1-5-1 AQUA青森長島ビル
盛岡支店	019-653-5121	〒020-0024 盛岡市菜園2-7-21
仙台支店	022-221-2331	〒980-8454 仙台市青葉区中央1-6-35 東京建物仙台ビル
秋田支店	018-833-8247	〒010-0001 秋田市中通5-1-51 北都ビルディング
山形支店	023-625-6135	〒990-0042 山形市七日町3-1-9 山形商工会議所会館
福島支店	024-521-3328	〒960-8031 福島市栄町6-6 ユニックスビル
水戸支店	029-232-3623	〒310-0021 水戸市南町3-3-55
宇都宮支店	028-636-3901	〒320-0813 宇都宮市二番町1-31
前橋支店	027-243-6061	〒371-0023 前橋市本町1-6-19
さいたま支店	048-645-5421	〒330-0802 さいたま市大宮区宮町1-109-1 大宮宮町ビル
千葉支店	043-238-8501	〒260-0028 千葉市中央区新町1000 センシティタワー
東京支店	03-3270-9791	〒100-0004 千代田区大手町1-9-4 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー
横浜支店	045-641-1841	〒231-8831 横浜市中区南仲通2-21-2
新潟支店	025-240-8511	〒950-0088 新潟市中央区万代4-4-27 メットライフ新潟テレコムビル
富山支店	076-441-8411	〒930-0004 富山市桜橋通り2-25 富山第一生命ビル
金沢支店	076-263-6471	〒920-0919 金沢市南町6-1 朝日生命金沢ビル
福井支店	0776-33-2385	〒918-8004 福井市西木田2-8-1 福井商工会議所ビル
甲府支店	055-228-2182	〒400-0031 甲府市丸の内2-26-2
長野支店	026-233-2152	〒380-0816 長野市三輪田町1291
岐阜支店	058-264-4855	〒500-8844 岐阜市吉野町6-31 岐阜スカイウイング37西棟
静岡支店	054-205-6070	〒420-0851 静岡市葵区黒金町59-6 大同生命静岡ビル
名古屋支店	052-582-0741	〒450-0002 名古屋市中村区名駅3-25-9 堀内ビル
津支店	059-229-5750	〒514-0021 津市万町津133
大津支店	077-525-7195	〒520-0051 大津市梅林1-3-10 滋賀ビル
京都支店	075-221-2147	〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町101 アーバンネット四条烏丸ビル
大阪支店	06-6131-0750	〒530-0057 大阪市北区曽根崎2-3-5 梅新第一生命ビルディング
神戸支店	078-362-8451	〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-7-4 ハーバーランドダイヤニッセイビル
奈良支店	0742-32-2270	〒630-8115 奈良市大宮町7-1-33 奈良センタービルディング
和歌山支店	073-423-0644	〒640-8158 和歌山市十二番丁58
鳥取支店	0857-20-2151	〒680-0833 鳥取市末広温泉町723 鳥取県JA会館
松江支店	0852-26-1133	〒690-0887 松江市殿町111 松江センチュリービル
岡山支店	086-232-3611	〒700-0904 岡山市北区柳町1-1-27 太陽生命岡山柳町ビル
広島支店	082-249-9152	〒730-0031 広島市中区紙屋町1-2-22 広島トランヴェールビルディング
山口支店	083-922-2140	〒753-0077 山口市熊野町1-10 ニューメディアプラザ山口
徳島支店	088-656-6880	〒770-0856 徳島市中洲町1-58
高松支店	087-851-2880	〒760-0023 高松市寿町2-2-7 いちご高松ビル
松山支店	089-933-3371	〒790-0003 松山市三番町6-7-3
高知支店	088-825-1091	〒780-0834 高知市堺町2-26 高知中央ビジネススクエア
福岡支店	092-451-1780	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-21-12
佐賀支店	0952-27-4120	〒840-0816 佐賀市駅南本町4-21
長崎支店	095-824-6221	〒850-0057 長崎市大黒町10-4
熊本支店	096-353-3104	〒860-0801 熊本市中央区安政町4-22
大分支店	097-532-8491	〒870-0034 大分市都町2-1-12
宮崎支店	0985-29-6811	〒880-0805 宮崎市橘通東3-6-30
鹿児島支店	099-805-0511	〒892-0843 鹿児島市千日町1-1 センテラス天文館
本店	0120-154-505	〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-4

アグリ・フードサポート 2022年度 第1号 令和4年7月25日発行

発行／株式会社日本政策金融公庫 農林水産事業本部

アグリ・フードサポート編集部（情報企画部）

〒100-0004

東京都千代田区大手町1-9-4 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー

TEL 03-3270-2268 FAX 03-3270-2350 Email anjoho@jfc.go.jp

印刷／株式会社第一印刷所

定期相談窓口のご案内

皆さまのお近くの施設で資金や経営に関するご相談をお受けする定期相談窓口を開催しております。定期相談窓口は事前予約制となっており、開催の曜日、時間などが都合により変更となる場合もありますので、最寄りの支店にお問い合わせください。詳しくは右記のコードからご確認ください。

